

受 託 評 価 業 務 手 数 料

令和 7 年 7 月



日 本 消 防 検 定 協 会

平成 25 年 2 月 25 日制定
[沿革] 平成 25 年 9 月 26 日一部改正 (あ)
平成 26 年 3 月 18 日一部改正 (い)
平成 26 年 8 月 1 日一部改正 (う)
平成 26 年 10 月 1 日一部改正 (え)
平成 28 年 4 月 11 日一部改正 (お)
平成 28 年 9 月 29 日一部改正 (か)
令和 元 年 8 月 19 日一部改正 (き)
令和 5 年 5 月 31 日一部改正 (く)
令和 7 年 7 月 30 日一部改正 (け)

受託評価業務手数料の額について

日本消防検定協会
理事長 市 橋 保 彦

(受託評価業務手数料の額)

日本消防検定協会受託評価業務規程第 38 条第 1 項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

1 品質評価業務に係る手数料

(あ) (い) (え) (お) (か) (き) (け)

評価等の区分 種別区分		手数料の額					受検場所 の 調 査 (1件につき)
		型式評価 (1件につき)	型式変更評価 (1件につき)	型式適合評価 (1個につき)	委託等による 型式評価又は 型式変更評価 (1件につき)	型式の更新 (1件につき)	
動力消防ポンプ		別途契約による。				5,000円（構 成部品又は附 属装置に係る 手 数 料 を 含 む。）	90,000円（た だし、受検場 所の変更、検 査 設 備 の 変 更、品質管理 方法、製造工 程、社内検査 体制等、苦情 処理・事故報 告 管 理 方 法 （以下「品質 管理方法等」 という。）の 変更又は型式 適合評価方式 の変更につい て受検場所 における調査が 必要であると 協会が認める 場合に限る。）
可搬消防ポンプ積載車							
特殊消防自動車に係る特 殊消火装置							
消防用 ホース	呼称40を超える 平	34,400円	14,200円	107円	20,000円（構 成部品又は附 属装置に係る 手 数 料 を 含 む。）		
	呼称40以下の平	34,200円	14,000円	71円			
	呼称40を超える 濡れ	34,400円	14,200円	107円			
	呼称40以下の濡 れ	34,200円	14,000円	71円			
	呼称40を超える 保形	34,400円	14,200円	107円			
	呼称40以下の保 形	34,200円	14,000円	71円			
	大量送水用及び 大容量泡放水砲 用	別途契約による。					
消防用 吸管	呼称65を超える	37,000円	—	500円			
	呼称65以下	37,000円		300円			
	大容量泡放水砲 用	別途契約によ る。		別途契約によ る。			
消防用 結合金 具	差込式差し口	20,100円	10,000円	22円			
	差込式受け口	20,100円	10,000円	22円			
	ねじ式差し口	20,100円	10,000円	22円			

	ねじ式受け口	20,100円	10,000円	22円
	大量送水用及び大容量泡放水砲用	別途契約による。		
エアゾール式簡易消火具		200,000円	100,000円	20円
漏電火災警報器	変流器	15,200円	5,000円	80円
	受信機	15,200円	5,000円	80円
音響装置		200,000円	50,000円	立会型式適合評価によるものにあつては40円、工場審査型式適合評価によるものにあつては35円
予備電源		100,000円	50,000円	立会型式適合評価によるものにあつては100円、工場審査型式適合評価によるものにあつては80円
消火器の加圧用ガス容器		50,000円	25,000円	4円
蓄圧式消火器用の指示圧力計		50,000円	25,000円	4円
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		50,000円	25,000円	5円
ホースレイヤー		150,000円	75,000円	6,000円
住宅用スプリンクラー設備		350,000円	175,000円	2,300円
圧力水槽		20,000円	10,000円	300円
貯蔵水槽		19,000円	9,500円	240円
ポンプ		23,000円	11,500円	460円
自動弁		16,000円	8,000円	80円

	作動装置	29,000円	14,500円	70円
	圧力検知器	29,000円	14,500円	180円
	配管、継手、バルブ等	10,000円	5,000円	※1 5円
	受信装置	33,000円	16,500円	100円
	警報装置	50,000円	25,000円	40円
	消火性能を有する薬剤	50,000円	—	※2 3円
	開放型スプリンクラー ヘッド	50,000円	25,000円	35円
消防用 積載は しご	単一式	200,000円	100,000円	1,000円
	伸縮式	200,000円	100,000円	1,300円
	折りたたみ式	200,000円	100,000円	300円
消防用 接続器 具	媒介金具	40,000円	20,000円	50円
	スタンドパイプ	40,000円	20,000円	50円
外部試験器		190,000円	95,000円	立会型式適合 評価によるも のにあっては 600円、工場 審査型式適合 評価によるも のにあっては 480円
特殊消防ポンプ自動車に 係る特殊消火装置		30,000円	—	別表による
消火設備用消火薬剤		200,000円	—	※2 立会型 式適合評価又 は工場審査型 式適合評価に よるものに あつては3円
放火 監視 機器	放火監視センサー	500,000円	250,000円	立会型式適合 評価によるも のにあっては 170円、工場 審査型式適合

				評価によるもの にあつては 140円
	放火監視受信装置	250,000円	125,000円	立会型式適合 評価によるもの にあつては 300円、工場 審査型式適合 評価によるもの にあつては 240円
	補助装置	125,000円	62,500円	立会型式適合 評価によるもの にあつては 200円、工場 審査型式適合 評価によるもの にあつては 160円
光警報装置		200,000円 (防雨型の機能 を有するもの にあつては、 220,000円)	50,000円 (防雨型の機能 のみを変更する ものにあつては、 40,000円)	立会型式適合 評価によるもの にあつては 40円、工場審 査型式適合評 価によるもの にあつては 35円
	光警報制御装置	180,000円 (防雨型の機能 を有するもの にあつては、 200,000円)	45,000円 (防雨型の機能 のみを変更する ものにあつては、 35,000円)	立会型式適合 評価によるもの にあつては 40円、工場審 査型式適合評 価によるもの にあつては 35円
屋外警報装置		120,000円	30,000円	立会型式適合 評価によるもの にあつては 35円、工場審 査型式適合評 価によるもの にあつては 30円
	屋外警報装置に接続す	120,000円	30,000円	立会型式適合

る中継装置			評価によるものにあっては35円、工場審査型式適合評価によるものにあっては30円			
補助警報装置		10,000円	10円			
中継装置		10,000円	10円			

注1 手数料の額に消費税は含まれない。

2 *1の手数料の額は、配管の場合は1 m当たりの額（端数切り上げ）とする。

3 *2の手数料の額は、1 L当たり又は1 kg当たりの額（端数切り上げ）とする。

4 委託等による型式評価又は型式変更評価とは、次による。

(お)

① 業務委託による依頼

② 評価等の既承認型式による依頼

5 型式評価、型式変更評価及び型式適合評価において、指定した場所以外の受検に係る旅費（当協会の旅費規程による。）及び人件費は、依頼者の負担とする。

(お)

6 新たな技術開発に係る品質評価品目等で、総務省令で定めるところにより、総務大臣が定める技術上の規格の特例によることとしたものについての試験の手数料及び型式適合評価の手数料の額は、当該試験の実施に必要な経費の額を下らない範囲内において理事長が定める額とする。

(い)

特殊消防ポンプ自動車の種類		型式適合評価手数料
水槽付消防ポンプ自動車		一台につき 25,000円
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車		
化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000L/min未満のもの	一台につき 50,000円
	最大混合流量が 3,000L/min以上のもの	一台につき 140,000円
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000L/min未満のもの	一台につき 50,000円
	最大混合流量が 3,000L/min以上のもの	一台につき 140,000円
大型化学消防ポンプ自動車		一台につき 140,000円
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型		
化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型		一台につき 215,000円
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型		
はしご付消防ポンプ自動車	規格地上高15m以上のもので 昇降機及びバスケット付のもの	一台につき 270,000円
	上記はしご付消防ポンプ自動車以外のもの	一台につき 150,000円
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	規格地上高15m以上のもので 昇降機及びバスケット付のもの	一台につき 270,000円
	上記災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車以外のもの	一台につき 150,000円
屈折はしご付消防ポンプ自動車		一台につき 270,000円
災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車		
災害対応特殊屈折放水塔車		一台につき 150,000円
屈折放水塔車		
はしご・水槽付消防ポンプ自動車	規格地上高15m以上のもので 昇降機及びバスケット付のもの	一台につき 295,000円

		上記はしご・水槽付消防ポンプ自動車以外のもの	一台につき 175,000円
はしご付化学消防ポンプ自動車	はしご装置	化学装置	一台につき 320,000円
	規格地上高15m以上のもので昇降機及びバスケット付のもの	最大混合流量が3,000L/min未満のもの	
		最大混合流量が3,000L/min以上のもの	一台につき 200,000円
	上記以外のはしご装置のもの	最大混合流量が3,000L/min未満のもの	一台につき 290,000円
		最大混合流量が3,000L/min以上のもの	
屈折はしご・水槽付消防ポンプ自動車			一台につき 295,000円
屈折はしご付化学消防ポンプ自動車		最大混合流量が3,000L/min未満のもの	一台につき 320,000円
		最大混合流量が3,000L/min以上のもの	一台につき 410,000円
災害対応特殊大型高所放水車 大型高所放水車			一台につき 150,000円
放水塔付消防ポンプ自動車			一台につき 150,000円
大型化学高所放水車			一台につき 290,000円
はしご付大型高所放水車			一台につき 420,000円
放水塔・水槽付消防ポンプ自動車			一台につき 175,000円
放水塔付化学消防ポンプ自動車		最大混合流量が3,000L/min未満のもの	一台につき 200,000円
		最大混合流量が3,000L/min以上のもの	一台につき 290,000円
災害対応特殊泡原液搬送車 泡原液搬送車			一台につき 25,000円
大型動力ポンプ付消防自動車			一台につき 120,000円
消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車			一台につき 315,000円

注 1 手数料の額に消費税は含まれない。

2 表中の手数料は、消防ポンプ自動車の型式適合評価を受けたものに限る。

2 認定評価業務に係る手数料

(1) 非常警報設備の非常ベル等

(あ) (い) (う) (お)

評価等の区分 種別区分				手数料の額					
				型式評価 (1件につき)	型式変更評価 (1件につき)	型式適合評価 (1個につき)	委託等による 型式評価又は 型式変更評価 (1件につき)	型式の更新 (1件につき)	受検場所 の 調 査 (1件につき)
非常 警報 設備	非常 ベル 及び 自動式 サイレン	単 体 型	起動装置	100,000円(防 雨型の機能を 有するものに あつては、 120,000円)	50,000円 (防 雨型の機能の みを変更する ものにあつて は、40,000円)	立会型式適合 評価によるも のにあつては 35円、工場審 査型式適合評 価によるもの にあつては 30円	20,000円 (構 成部品に係る 手 数 料 を 含 む。)	5,000円 (構 成部品に係る 手 数 料 を 含 む。)	90,000円 (た だし、受検場 所の変更、検 査 設 備 の 変 更、品質管理 方法等の変更 又は型式適合 評価方式の変 更について受 検場所におけ る調査が必要 であると協会 が認める場合 に限る。)
			表示灯						
			音響装置	200,000円(防 雨型の機能を 有するものに あつては、 220,000円)					
		組 込 型	一体型	音響装置を有 しないもの又 は認定評価型 式の単体型を	100,000円(防 雨型の機能の みを変更する ものにあつて は、40,000円)				
			複合装置	組み込むもの					
			操作部	にあつては、 150,000円(防 雨型の機能を 有するものに あつては、 170,000円) 音響装置を 有するものに あつては、 250,000円(防 雨型の機能を 有するものに あつては、 270,000円)					
	放 送 設 備	増幅器及び操作 部		280,000円	140,000円	立会型式適合 評価によるも のにあつては 200円、工場 審査型式適合 評価によるも のにあつては 180円			

				増設用増幅器	120,000円	60,000円	立会型式適合評価によるもの にあっては 150円、工場 審査型式適合 評価によるも の にあっては 130円
				遠隔操作器	150,000円	75,000円	
				非常電話	200,000円	100,000円	
				通話装置			
				スピーカー	200,000円(音響パワーレベルを測定するもの にあっては、270,000円)	50,000円（音響パワーレベルを測定するもの にあっては、120,000円)	立会型式適合評価によるもの にあっては8円、工場 審査型式適合 評価によるもの にあっては6円
自動 火災 報知 設備	地区 音響 装置	地区音響装置		200,000円(防雨型の機能を有するもの にあっては、220,000円)	50,000円（防雨型の機能のみを 変更するもの にあっては、40,000円)	立会型式適合 評価によるもの にあっては35円、工場 審査型式適合 評価によるもの にあっては30円	
		音声切替装置					
総合操作盤				650,000円	325,000円	立会型式適合 評価によるもの にあっては47,000円、工場 審査型式適合 評価によるもの にあっては37,600円	
パッケージ型自動消火設備				I型にあっては350,000円 II型にあっては380,000円	I型にあっては175,000円 II型にあっては190,000円	I型の立会型式適合 評価によるもの にあっては2,300円、工場 審査型式適合 評価によるもの にあっては1,700円 II型の立会型式適合 評価によるもの にあっては1,800円	

			円、工場審査 型式適合評価 によるものに あつては 1,200円			
その他の感知部	200,000円	100,000円	立会型式適合 評価によるも のにあつては 130円、工場 審査型式適合 評価によるも のにあつては 100円			
中継装置	200,000円	100,000円	立会型式適合 評価によるも のにあつては 20円、工場審 査型式適合評 価によるもの にあつては 16円			
放出口	15,000円	7,500円	立会型式適合 評価によるも のにあつては 5円、工場審 査型式適合評 価によるもの にあつては 4円			
検知式放出口	200,000円	100,000円	立会型式適合 評価によるも のにあつては 120円、工場 審査型式適合 評価によるも のにあつては 100円			
放出導管	10,000円	5,000円	※1 立会型 式適合評価に よるものにあ つては5円、 工場審査型式 適合評価によ るものにあつ ては4円			

選択弁等	16,000円	8,000円	立会型式適合評価によるものにあつては15円、工場審査型式適合評価によるものにあつては12円
消火薬剤貯蔵容器等	20,000円	10,000円	I型の立会型式適合評価によるものにあつては300円、工場審査型式適合評価によるものにあつては240円
			II型の内容積10L以上で立会型式適合評価によるものにあつては100円、工場審査型式適合評価によるものにあつては80円 内容積10L未満で立会型式適合評価によるものにあつては50円、工場審査型式適合評価によるものにあつては40円
非常電源	23,000円	11,500円	立会型式適合評価によるものにあつては400円、工場審査型式適合評価によるものにあつては320円
消火薬剤	100,000円	—	※2 立会型式適合評価又

					は工場審査型式適合評価によるものにあつては3円		
屋内消火栓設備等	易操作性1号消火栓、広範囲型2号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓		150,000円(ただし、消火栓に使用する構成部及び装着部がすべて認証品の場合にあつては、100,000円)	100,000円	立会型式適合評価によるものにあつては100円、工場審査型式適合評価によるものにあつては80円		
	ノズル	噴霧ノズル、2号用ノズル、広範囲型2号用ノズル及び管そう	40,000円	20,000円	50円		
		スムーズノズル	20,000円	10,000円	20円		
	消防用ホースと結合金具の装着部			別途契約による。		該当しない。	
特定駐車場用消火設備	閉鎖型泡水溶液ヘッド		別途契約による。		20,000円	5,000円	
	開放型泡水溶液ヘッド		別途契約による。				
	感知継手		別途契約による。				

注1 手数料の額に消費税は含まれない。

2 *1の手数料の額は、放出導管（金属材料以外の材料に限る。）の場合は1m当たりの額（端数切り上げ）とする。
（お）

3 *2の手数料の額は、1L当たり又は1kg当たりの額（端数切り上げ）とする。

4 委託等による型式評価又は型式変更評価とは、次による。
（お）

- ① 業務委託による依頼
- ② 評価等の既承認型式による依頼
- ③ 認定評価型式の単体型による一体型の依頼
- ④ 認定評価型式の組込型の中の単体型を単独の型式による依頼

5 型式評価、型式変更評価及び型式適合評価において、指定した場所以外の受検に係る旅費（当協会の旅費規程による。）及び人件費は、依頼者の負担とする。
（お）

(2)放水型ヘッド等スプリンクラー設備

(お)

放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の総合評価、型式評価及び型式適合評価に係る手数料は、次表のとおりとする。

総合評価等の区分		手数料
一号評価	1 件につき	800,000円
	システム動作、設計等の変更によるもの (主要構成装置に係る機能の追加又は変更を伴う場合を含む。)	500,000円
	1 件につき	
	業務委託によるもの 主要構成装置に係る機能の追加又は変更によるもの	300,000円
二号評価	1 件につき	800,000円
	既に評価を受けたもの	500,000円
型式評価	1 件につき	200,000円
	業務委託によるもの又は既に評価をうけたもの	40,000円
型式変更評価		1 件につき
型式適合評価		契約による
受検場所ごと 1 件につき		40,000円
型式の更新（一号評価に係る主要構成装置に限る。）		1 型式につき
		5,000円
受検場所の調査		90,000円

注 1 手数料の額に消費税は含まれない。

2 一号評価とは、放水型ヘッド等スプリンクラー設備の認定評価細則（以下「評価細則」という。）第 1 章第 1 第 1 号に係る評価をいい、二号評価とは、評価細則同章第 1 第 2 号に係る評価をいう。

3 業務委託とは、他の製造業者等が既に評価を受けたものと同一設計のものについて、評価依頼の委託（主要構成装置の製造委託を含む。）をすることをいう。

4 一号評価及び二号評価の依頼には、2 以上の型式の放水部及び感知部を組み合わせるものを使用するものを含めることができる。

5 型式評価及び型式適合評価の依頼は、注 4 により評価を受けた主要構成装置のうち、放水部及び感知部（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）に定める感知器を使用するものを除く。以下同じ。）がそれぞれ 1 型式（固定式ヘッドにあつては、3 型式以内）により構成する設備の依頼を 1 件として扱う。

(お)

6 注 5 の 1 件を超える場合の手数料は、次によるものとする。

(1) 固定式ヘッドの型式評価の依頼において、型式の数が 3 を超える場合には、3 を超えたヘッドの型式の数 3 ごとに 100,000 円を加えること。

(お)

(2) 可動式ヘッドの型式評価の依頼において、型式の数が 1 を超える場合には、1 を超えたヘッドの型式の数 1 ごとに 100,000 円を加えること。

(お)

(3) 感知部の型式適合評価の依頼において、型式の数が 1 を超える場合には、1 を超えた感知部の型式の数 1 ごとに 40,000 円を加えること。

7 型式評価及び型式適合評価において、注 5 における主要構成装置を異なる受検場所で受検する場合には、1 受検場所 1 回の受検ごとに型式評価にあつては 100,000 円、型式適合評価にあつては 40,000 円とする。ただし、1 受検場所における放水部及び感知部の組み合わせが注 5 で定める 1 件となる場合には、当該受検場所における型式評価にあつては 200,000 円とする。

(お)

8 受検場所の調査は、受検場所の変更、検査設備の変更、品質管理方法等の変更又は型式適合評価方式の変更について受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。

特定消防機器等の 種別の区分	手 数 料 の 額				
	総合評価	総合変更評価	型式評価、型式変更評価、型式適合評価及び確認評価	業務委託による型式評価及び型式変更評価	型式評価及び型式変更評価の更新
初期拡大抑制機器 (ウォーターミスト消火設備を除く。) 警報避難機器 消防活動機器 その他の特定消防機器等(設備を含む。)	1件につき 500,000円 (ただし、設備評価と併せて構成機器の評価を同時に行う場合にあつては、構成機器1件につき100,000円を加算する。 なお、評価内容が著しく少ない場合にあつては1件につき300,000円、評価内容が著しく多い場合にあつては1件につき800,000円)	1件につき 300,000円 (書面審査による総合変更評価の場合にあつては、1件につき50,000円)	契約書に基づく額とする。 (型式変更評価(軽微な変更の場合を除く。))にあつては、型式評価で定める額の半額)	1件につき 20,000円	1件につき 10,000円 (試験を要する場合にあつては、1件につき20,000円)
ウォーターミスト消火設備	1件につき 1,200,000円				

注1 手数料の額に消費税は、含まれない。

- 総合評価欄において、「構成機器」とは、設備の中で主として機能する機器をいい、当該性能等について新たに評価を受けるものをいう。(例：感知部、消火用ヘッド、薬剤、ポンプ等(ただし、これらの機器を制御する制御盤は、機器の一体として扱う。))
- 総合評価欄において、「評価内容が著しく少ない」とは、評価内容が既に承認を受けている検定品、受託評価品に係る一部の基準について評価を受ける場合等をいう。
- 総合評価欄において、「評価内容が著しく多い」とは、評価内容が複数の特定消防機器等の種別に渡って評価を受ける場合等をいう。
- 理事長は、評価の申請内容を斟酌し、評価に要する経費と上記手数料の額とに著しい相違があると認めるときは、上記手数料の額にかかわらず、本表に定める手数料の額の範囲内で、評価に要する経費相当額とすることができる。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(廃止する規程)
- 次の規程を廃止する。
 - 鑑定等手数料の額について(平成21年10月28日)を廃止する。
 - 認定等手数料の額について(平成21年10月28日)を廃止する。

附 則

(あ)

- この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- この規程の施行の際、現に品質評価により型式承認された易操作性1号消火栓、2号消火栓、補助散水栓、噴霧ノズル、管そう及びスモースノズルに係る型式適合評価にあつては、平成26年3月31日までの間、なお従前の例による。

- 附 則 (い)
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (う)
この規程は、公布の日から施行する。
- 附 則 (え)
この規程は、公布の日から施行する。
- 附 則 (お)
この規程は、公布の日から施行する。
- 附 則 (か)
この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則 (き)
この規程は、令和 元 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則 (く)
この規程は、公布の日から施行する。
- 附 則 (け)
この規程は、公布の日から施行する。